

社会福祉法人ひろがり役員等報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひろがり（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について定めるものである。

(報酬及び費用弁償)

第2条 報酬及び費用弁償は支給しないものとする。

(補則)

第3条 この規程に定めていない必要な事項については、理事長が別に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年1月17日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。